

令和2年度

季節労働者資格取得促進事業

資格(免許)を取得して通年雇用を目指す

季節労働者の皆さんを支援します。

①指定教育訓練の受講料等(検定料・印紙代などは除く)の
50%(134,000円を上限)を助成します!

指定教育訓練とは

- 大型、大型2種、中型、中型2種、普通2種、大型特殊、けん引免許など(公安委員会指定教習所の教習に限る)
- 車両系建設機械、フォークリフト、各種作業主任者などの技能講習(労働安全衛生法別表第十七及び第十八に限る)
- 介護職員初任者研修などの福祉・介護資格関連
- その他通年雇用化に高い効果が認められる教育訓練(要相談)

②特別教育・安全衛生教育(検定料・印紙代などは除く)の
50%(30,000円を上限)を助成します!

- 特別教育(アーク溶接、チェーンソーなど)
- 安全衛生教育(刈払機取扱作業、振動工具取扱作業など)

- ※ 支援(助成)は、事前の申請及び承認が必要です。
- ※ 資格取得後、承認された助成金の交付申請が必要です。

●支援(助成)対象者

1. 通年雇用化を目指す、陸別町、足寄町、本別町、池田町、豊頃町、浦幌町にお住まい(住民登録している)の方
2. 雇用保険の短期雇用特例被保険者または離職者で直前の離職の雇用保険の区分が短期雇用特例被保険者であった方

支援(助成)を受けるための手続きが必要です。
講習等受講前に役場担当窓口において通年雇用化相談をしてください。

お問い合わせ

ふるさと東十勝通年雇用促進協議会

(事務局 本別町役場企画振興課)

〒089-3389 本別町北2丁目4-1 本別町役場内

☎0156-22-8121(直通)